

# ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成20年3月21日  
ホットライン運用ガイドライン検討協議会

(傍線部分は改訂部分)

u003c/divu003e

改訂案		現行	
目次	<p>第1 ～ 第6 (略)</p> <p>＜参考書式＞ (略)</p> <p>＜参考条文＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法</li> <li>・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律</li> <li>・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</li> <li>・売春防止法</li> <li>・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律</li> <li>・覚せい剤取締法</li> <li>・麻薬及び向精神薬取締法</li> <li>・大麻取締法</li> <li>・<b>犯罪による収益の移転防止に関する法律</b></li> </ul> <p>・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃砲刀剣類所持等取締法</li> <li>・爆発物取締罰則</li> <li>・<b>臓器の移植に関する法律</b></li> </ul>	目次	<p>第1 ～ 第6 (略)</p> <p>(参考書式) (略)</p> <p>(参考条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法</li> <li>・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律</li> <li>・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</li> <li>・売春防止法</li> <li>・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律</li> <li>・覚せい剤取締法</li> <li>・麻薬及び向精神薬取締法</li> <li>・大麻取締法</li> <li>・<b>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律</b></li> </ul> <p>・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃砲刀剣類所持等取締法</li> <li>・爆発物取締罰則</li> </ul>
第1	(略)	第1	(略)
第2	(略)	第2	(略)
第3	<p>(略)</p> <p>1 対象とする違法情報の範囲</p> <p>2 ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。</p> <p>具体的には、</p> <p>【わいせつ情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① わいせつ物公然陳列(刑法第175条)</li> <li>② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法 第7条)</li> <li>③ 売春防止法違反の広告(同法第6条2項)</li> <li>④ 出会い系サイト規制法 違反(同法第6条違反の誘引行為)</li> </ol> <p>【薬物関連情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ 規制薬物(麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法 第9条)</li> <li>⑥ 広告規制(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2<b>及び第50条の18</b>、大麻取締法第4条第1項第4号)</li> </ol>	<p>(略)</p> <p>1 対象とする違法情報の範囲</p> <p>2 ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。</p> <p>具体的には、</p> <p>【わいせつ情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① わいせつ物公然陳列(刑法第175条)</li> <li>② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法 第7条)</li> <li>③ 売春防止法違反の広告(同法第6条2項)</li> <li>④ 出会い系サイト規制法 違反(同法第6条違反の誘引行為)</li> </ol> <p>【薬物関連情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ 規制薬物(麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法 第9条)</li> <li>⑥ 広告規制(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2、大麻取締法第4条第1項第4号)</li> </ol>	

1

改訂案	現行
<p>【振り込み詐欺等関連情報】</p> <p>⑦ 口座売買等の勧誘・誘引(<u>犯罪収益移転防止法 第26条第1項、第2項及び第4項</u>)</p> <p>⑧ 携帯電話の匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引(携帯電話不正利用防止法第20条から第23条)を対象とする。</p> <p>(略)</p> <p>13 <u>正式名称は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」である。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【振り込み詐欺等関連情報】</p> <p>⑦ 口座売買等の勧誘・誘引(<u>金融機関本人確認法 第16条の2第1項、第2項及び第4項</u>)</p> <p>⑧ 携帯電話の匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引(携帯電話不正利用防止法第20条から第23条)を対象とする。</p> <p>(略)</p> <p>13 <u>正式名称は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び口座等の不正な利用の防止に関する法律」である。</u></p> <p>(略)</p>
<p>3</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準 対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。</p> <p>① わいせつ物公然陳列 次のすべてを満たす場合には、わいせつ物公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ わいせつ性が認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性器が<b>明確に</b>確認できる画像又は映像(以下「画像等」という。)</li> <li>・ 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等<b>ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。</b></li> </ul> </li> <li>○ 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</li> </ul> <p>② 児童ポルノ公然陳列 次のすべてを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童(18歳未満)に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合</li> <li>・ 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合</li> </ul> </li> <li>○ 児童ポルノに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等</li> <li>・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> <li>・ <b>衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態</b>が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> </ul> </li> <li>○ 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</li> </ul>	<p>3</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準 対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。</p> <p>① わいせつ物公然陳列 次のすべてを満たす場合には、わいせつ物公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ わいせつ性が認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性器が確認できる画像又は映像(以下「画像等」という。)</li> <li>・ 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等</li> </ul> </li> <li>○ 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</li> </ul> <p>② 児童ポルノ公然陳列 次のすべてを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童(18歳未満)に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合</li> <li>・ 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合</li> </ul> </li> <li>○ 児童ポルノに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等</li> <li>・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> <li>・ <b>児童の全裸又は全裸に近い状態</b>が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> </ul> </li> <li>○ 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</li> </ul>

改訂案	現行
③～⑧ (略)	③～⑧ (略)
4～5 (略)	4～5 (略)
<p>第4 1～2 (略)</p> <p>3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準 公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。</p> <p>① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等に該当する行為は、次のような場合である。</p> <p>なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断することとする。</p> <p>i けん銃等の譲渡等 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等)から、けん銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</p> <p>○ 「けん銃、チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載又は外見上けん銃等であることが伺われる画像等が掲載されていること ○ 「売ります、買います」等の譲渡等を示す表現が記載されていること</p> <p>ii～iv (略)</p> <p>v 殺人、傷害、脅迫、恐喝 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、支払方法等)から、殺人、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</p> <p>○ 「殺人、人を殺す」、「傷害、怪我させる」、「脅迫、恐喝、脅す、脅し取る」等の殺人、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること ○ 「引き受ける、請け負う、協力する、<u>依頼する</u>」等の請負、仲介、誘引等を意味する表現が記載されていること ○ <u>他人に依頼する場合は、名前、住所、電話番号等により対象者が特定されていること</u></p> <p>vi <u>偽造通貨の交付・取得</u> 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(品質、対価、支払方法、引渡方法等)から、偽造通貨の交付または取得を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</p> <p>○ 「1万円、諭吉」等の通貨を意味する表現が記載されていること ○ 「偽造、本物に近い」等の偽造を意味する表現が記載されていること ○ 「売ります、買います」等の交付や取得を意味する表現が記載されていること</p>	<p>第4 1～2 (略)</p> <p>3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準 公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。</p> <p>① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等に該当する行為は、次のような場合である。</p> <p>なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断することとする。</p> <p>i けん銃等の譲渡 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等)から、けん銃等の譲渡を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</p> <p>○ <u>外形上けん銃等であることが伺われる画像等が掲載されていること</u> ○ 「けん銃、チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載されていること ○ 「販売する、売ります」等の譲渡を誘引等する表現が記載されていること</p> <p>ii～iv (略)</p> <p>v 殺人、傷害、脅迫、恐喝 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、支払方法等)から、殺人、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</p> <p>○ 「殺人、人を殺す」、「傷害、怪我させる」、「脅迫、恐喝、脅す、脅し取る」等の殺人、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること ○ 「引き受ける、請け負う、協力する」等の請負、仲介、誘引等を意味する表現が記載されていること</p>

改訂案	現行
<p><b>vii 臓器売買</b>  <u>次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、対象物、支払方法、取引方法等)から、臓器売買を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</u>  ○「臓器、腎臓」等の臓器を意味する表現が記載されていること  ○「売ります、買います」等の売買の請負等を意味する表現が記載されていること</p> <p><b>viii 人身売買</b>  <u>次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、内容、支払方法、引渡方法等)から、人身売買を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</u>  ○「女、男」等の人を意味する表現が記載されていること  ○「売ります、買います、います」等の売買の請負等を意味する表現が記載されていること</p> <p><b>ix 自殺関与</b>  <u>次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(内容、連絡方法等)から、自殺関与を直接的かつ明示的に請負していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</u>  ○「自殺、逝く、死にたい」等の自殺を意味する表現が記載されていること  ○「手伝う、請け負う、協力する」等の請負等を意味する表現が記載されていること</p> <p>② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報</p> <p>【具体例】: 児童ポルノ公然陳列  次のいずれかに該当する場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されているウェブサイトや電子掲示板の性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、公序良俗に反する情報であると判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等</li> <li>・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> <li>・ <b>衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態</b>が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> </ul> <p>③ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報</p> <p>【具体例】: 児童ポルノ公然陳列  次のいずれかに該当する場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されているウェブサイトや電子掲示板の性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、公序良俗に反する情報であると判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等</li> <li>・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> <li>・ <b>児童の全裸又は全裸に近い状態</b>が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</li> </ul> <p>③ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第5 (略)</p>	<p>第5 (略)</p>
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>

改訂案

＜参考書式1【違法情報に関する送信防止措置依頼書】＞

＜参考書式1【違法情報に関する送信防止措置依頼書】＞

整理番号  
年 月 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター  
連絡先 (e-mailアドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置依頼書

あなたが管理する[電子掲示板/サーバ]に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。	
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等	例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由	例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに、不特定多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

※本通知に関する問い合わせは、上記のe-mailアドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

現行

＜参考書式1【違法情報に関する送信防止措置依頼書】＞

＜参考書式1【違法情報に関する送信防止措置依頼書】＞

整理番号  
年 月 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター  
住所  
連絡先 (電話番号)  
(e-mailアドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置依頼書

あなたが管理する[電子掲示板/サーバ]に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。	
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等	例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由	例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに、不特定多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

改訂案

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

整理番号  
年 月 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター  
連絡先 (e-mailアドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する [電子掲示板/サーバ] に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について 利用者との間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応 を依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報 : (掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。
公序良俗に反するか否かの判断理由等	分類の種類 ■ ①情報自体から違法行為を直接かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 □ ②違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報 □ ③人を自殺に誘引・勧誘する情報
	上記分類にあてはまると判断した理由 例) 銃砲刀剣類所持等取締法第3条で所持が禁止されているけん銃であることが〇〇から明白であり、「けん銃売ります。連絡先は〇〇」とけん銃の譲渡を誘引する情報が具体的に記載されていることから、違法行為を直接かつ明示的に誘引する情報であると判断。

※本通知に関する問い合わせは、上記のe-mailアドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

現行

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

整理番号  
年 月 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター  
住所  
連絡先 (電話番号)  
(e-mail アドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する [電子掲示板/サーバ] に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について 利用者との間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応 を依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報 : (掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。
公序良俗に反するか否かの判断理由等	分類の種類 ■ ①情報自体から違法行為を直接かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 □ ②違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報 □ ③人を自殺に誘引・勧誘する情報
	上記分類にあてはまると判断した理由 例) 銃砲刀剣類所持等取締法第3条で所持が禁止されているけん銃であることが〇〇から明白であり、「けん銃売ります。連絡先は〇〇」とけん銃の譲渡を誘引する情報が具体的に記載されていることから、違法行為を直接かつ明示的に誘引する情報であると判断。

改訂案

<参考条文>

(刑法)

第百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

第百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)

(略)

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)

(略)

現行

<参考条文>

(刑法)

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)

(略)

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)

(略)

改訂案	現行
<p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) 第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。 (準用) <b>第五十条の十八 第十九条の二の規定は向精神薬輸出業者について、第二十九条の二の規定は向精神薬に関する広告について準用する。この場合において、第十九条の二中「麻薬」とあるのは、「向精神薬」と読み替えるものとする。</b></p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(犯罪による収益の移転防止に関する法律) 第二十六条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十二号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。</p> <p>(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p>	<p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) 第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。</p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律) 第十六条の二 他人になりすまして金融機関等との間における預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。</p> <p>(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p>



## 改訂案

第三条の十一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り受け、又は借り受けてはならない。

一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り受けてはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合

三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができるけん銃実包を譲り受ける場合

(爆発物取締罰則)  
(略)

(臓器の移植に関する法律)

第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんをすること若しくはあっせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんを受けること若しくはあっせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあっせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。

## 現行

(爆発物取締罰則)  
(略)